



道新を見てガッカリ。退職手当について、いつかくるのではと思っていたが・・・。自分が退職するころはどうなっているのやら。

闘争戦術は解除！！

3月8日に大森町長と行った団体交渉の経過をお知らせします。

交渉における主な回答内容は次のとおりです。

○人勧でマイナス勧告が出た場合でも、独自削減を実施していることから、これまでと同様に独自削減を緩和して、給与総額が減とならないようにする

○財政収支計画については、基金残高の想定を含め早期に示したい。そのなかでは職員配置計画の見直しなどもあり得る

○独自削減は、なくするよう努力していきたい

○臨時職員等の任用及び勤務条件の検討会報告では、1年を超えた再度任用ができるよう制度を検討し、あわせて賃金改善の方向で検討していきたい

○介護職場の処遇改善加算についても検討し、十分配慮していきたい

○2005年度以降改定されていない特定事業主行動計画については、来年度に改定を進め、休暇の充実など含め検討する

○男女平等社会実現に向けては、行政の各種委員会や審議会への女性の登用を進めているが、今後も女性の意見を取り入れるため、管理職への周知などを図りつつ女性参加について推進していく

○定期的な人事異動については、人材育成を進める観点から適切な異動を行いたい。また、職員研修も充実させたい

○休息時間の廃止については継続協議とする

以上の交渉結果を自治労渡島地方本部と協議し、春闘の最低妥結基準を上回る回答であることから、29分時間内くい込み集会をはじめとした全ての闘争戦術を解除することとしました。

なお、組合旗の掲揚は、産別統一闘争の意義を踏まえ、民間労働者の闘争支援の意味合いも含めて、3月末まで継続します。

★地方への波及遮断を確認★

【本部情報】2012年03月01日付

臨時特例法の公布に関わり

総務省が副大臣通知を发出

総務省は2月29日夜、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の公布に関わって、副大臣通知を发出しました。

この中で、「地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的にかつ適切に対応されるよう期待いたします。」とされています。

この点については、2月28日に、江崎孝自治労協力国会議員が参議院総務委員会の質疑の中で、川端大臣から次の回答を引き出しておりますので、参考にして下さい。(裏面参照)

今後、公務労協、自治労としては引き続き、来週にも官房長官に申入れを行う等、取り組みを強化します。

人事院が民間退職給付の
調査結果と見解を公表(裏面参照)

資料 2月28日参議院総務委員会

【川端総務大臣答弁】

地方公務員の給与については、各地方公共団体において、それぞれの時点での状況を踏まえ、議会で十分に議論のうえ、条例で定められるものであります。本臨給与時特例法案が成立した場合には、各地方公共団体において、同法附則第12条を踏まえ、引き続き、国民、住民の理解と納得が得られるよう情報公開を徹底するなど自主的な取り組みを進めながら、適切に決定することが肝要でございます。

従って、地方公務員の給与について、総務省から各地方公共団体に対して、今回の国家公務員に係る時限的な給与削減措置と同様の措置を実施するよう要請することや強制することは考えておりません。

総務省といたしましては、地方財政計画の策定に当たり、本臨時特例法案に定める給与削減措置と同様の措置が一律に実施されることを前提とした給与関係経費を計上することは考えておらず、今後の地方公共団体の給与改定の動向等を踏まえつつ、所用の関係経費を計上し、必要な地方交付税総額を確保していくこととしております。

2012自治労北海道情報No.56号より抜粋

送信先	各地方本部、単組・総支部	担当部局	賃金労働部
送信日時	2012年3月9日（金）	文書種類	情報・発信・指示
タイトル	人事院が民間退職給付等の調査結果と見解を公表－3/7 －厳しい結果を踏まえ、公務労協は今後の対策を強化－		

人事院が民間退職給付等の調査結果と見解を公表－3/7
－厳しい結果を踏まえ、公務労協は今後の対策を強化－

人事院は3月7日、民間の企業年金及び退職金の調査結果および見解を総務大臣および財務大臣に提出し、公表した。これは、昨年8月に国家公務員の退職給付制度を所管している総務大臣および財務大臣が人事院総裁に、民間企業における企業年金および退職金の実態調査の実施と調査結果に基づく見解について要請したことを踏まえたもので、人事院は昨年10月～11月に民間の実態を調査していた。

調査結果によると、退職給付水準の官民較差（企業年金(使用者拠出分)と退職一時金を合わせた退職給付総額での官民比較）は、民間25,477千円に対し公務29,503千円で、公務が4,026千円（13.65%）上回るという非常に厳しいものとなった。また93.5%の企業が退職給付制度を有しており、そのうち59.9%の企業が企業年金制度を有していることが明らかとなった。

人事院は、調査結果を踏まえて、①官民均衡の観点から、民間との較差を埋める措置が必要、②退職給付の見直しに当たり、国家公務員の退職給付が終身年金の共済職域と退職手当から構成され、服務規律の維持等の面から重要な意義を果たしてきた経緯や、企業年金を有する企業が過半を占めていることを考慮した対応が必要、③過去に退職手当の引下げが行われた際には経過措置が講じられており、今回も所要の経過措置を講じることが適切といった見解を表明した。

今後、調査結果の報告及び見解表明を受けた総務大臣と財務大臣が、関係者も含めて国家公務員の退職給付に係る具体的措置を検討していくことになる。

ところで、政府が2月17日に閣議決定した「社会保障・税一体改革大綱」では、「公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金の取扱いについては、新たな人事院調査等を踏まえて、官民均衡の観点等から検討を進めるものとする」とするとともに、「平成19年法案をベースに、一元化の具体的内容について検討する。関係省庁間で調整の上、平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する」としており、共済年金の3階部分（職域部分）をどうするか大きな課題となっている。

公務労協は、こうした情勢や人事院の厳しい調査結果等を踏まえ、今後の対策を強化することとしている。

